製品安全データシート

作成日　２０１２年3月１日

１．製品及び会社情報

製　　品　　名	：	使いすてかいろ
商　　品　　名	：	
会　社　情　報	：	会　社　名　アイリス・ファインプロダクツ株式会社
		住　　　所　岩手県釜石市鈴子町２３番１５号
		新日本製鉄釜石製鉄所構内
		担 当 部 門　製造部
		電 話 番 号　０１９３－２３－９８５３
		ＦＡX番号　０１９３－２３－６８１１
		緊急連絡先　製造部
		電 話 番 号　０１９３－２１－９８５３

２．組成、成分情報

単一製品・混合物の区別　：　混合物（混合物を内袋に充填し、外袋包装したもの）

一　般　名　：　使いすてかいろ

	成　　分	含有量（%）	CAS　NO
混　合　物　：	鉄　　粉	５０～６０	７４３９－８９－６
	水	２０～３０	―――
	バーミキュライト	５～１５	１３１８－００－９
	活　性　炭	５～１０	７４４０－４４－０
	塩化ナトリウム	１～５	７６４７－１４－５
	木　　粉	１～５	―――
	高吸水性樹脂	１～５	９００３－０４－７

内　　袋　：　ポリエチレンフィルム　９００２－８８－４

ナイロン系不織布　２５０３８－５４－４

外　　袋　：　ポリ塩化ビニリデンコートポリプロピレンフィルム

（ポリ塩化ビニリデン系共重合体／ポリプロピレン）

ポリ塩化ビニリデン系共重合体　３２３３５－２３－２

ポリプロピレン：　９００３－０７－０

ポリエチレンフィルム：　９００２－８８－４

３．危険有害性の要約

最重要危険有害性

有　　害　　性　：　同じ部位に長時間繰り返し使用すると低温火傷をおこす場合がある。

環　境　影　響　　　：　環境への影響に関する知見は現在のところない。
分　類　の　名　称　　：　分類基準に該当しない。

４．応急措置

中身の混合物について

皮膚に付着した場合　：　水または微温湯で、石鹸にて良く洗い落とす。
目に入った場合　：　擦らずに、清浄な水で洗眼し、異常のある場合は医師の手当を受けさせる。
飲み込んだ場合　：　口中をよく洗浄し、吐き出させ、状況により医師の手当を受けさせる。

５．火災時の措置

消　火　剤　：　水、泡沫、粉沫、二酸化炭素などの消火剤。
火災時の特定危険有害性　：　消火活動は風上から行い、発生するガスの吸入はさける。
特定の消火方法　：　人を風上の安全な場所に避難させ、消火活動は風上から行う。
消火を行う者の保護　：　呼吸保護具や防火保護用具等を着用する。

６．漏出時の措置

中身混合物について

人体に対する注意事項　：　直接、皮膚に触れないようにする。
環境に対する注意事項　：　特になし。
除　去　方　法　：　掃きあつめて、水を入れた容器に回収する。

７．取扱い及び保管上の注意

製品（外袋に入った状態）

取　扱　い

注　意　事　項　：　火気、高温下における使用をさける。内袋から混合物を取り出さない。

保　　管

適切な保管条件　：　直射日光をさけ、涼しい所に保存する。
高温になる所は避ける。
外袋に傷をつけない。

８．暴露防止及び保護措置

中身の混合物について

許　容　濃　度　：　設定されていない。
保　護　具　：　呼吸器用の保護具　　呼吸保護具を着用する。

手の保護具	保護手袋を着用する。
目の保護具	保護眼鏡を着用する。

９．物理的及び化学的性質

中身の混合物について

物理的状態

形　　状	:	粉状固体。
色	:	黒色
臭　　い	:	無臭
発 火 点	:	１４０度で発火しない。
自然発火性	:	国連勧告の自然発火性物質に該当しない。
自己発熱性	:	国連勧告の自己発熱性物質に該当しない。
溶 解 性	:	水に対して、食塩成分以外は溶けない。

１０．安全性及び反応性

安　定　性	:	通常の条件下では安定。
反　応　性	:	酸素に反応し発熱する。
避けるべき条件	:	高酸素濃度の環境下での使用は禁止。
危険有害な分解生成分	:	なし。

１１．有害性情報

急 性 毒 性	:	経口・経皮毒性　データなし。

１２．環境影響情報

移　動　性	:	知見なし。
残留性／分解性	:	知見なし。
生 体 蓄 積 性	:	知見なし。

１３．廃棄上の注意

製品本体／混合物	:	適切な設備で消却するか、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託処理する。 一般家庭においては、燃えないゴミとして処理する。

１４．輸送上の注意

国　連　分　類	:	国連勧告の危険物に該当しない。
輸送上の特定の安全対策及び条件	:	水ぬれや乱暴な取り扱いをさける。

輸送に際しては、転倒、落下、損傷のないように
積み込み、荷崩れの防止を確実におこなう。

１５．適用法令

船 舶 安 全 法　：　危険物船舶輸送及び貯蔵規則（危険則）第３条七　可燃性物質類・自然発火性物質・自己発熱性物質に該当しない。

航　空　法　：　航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示
第２条　可燃性物質類・自然発火性物質・自己発熱性物質に該当しない。

有　害　物　質　：　規定値については、金属等を含む産業廃棄物に係わる判定基準を定める総理府令（総理府令第５号昭和４８年）の第１条埋め立て処分に係わる判定基準に適合。